

障害福祉サービス事業所 御中
障害児通所支援事業所 御中

明石市福祉局生活支援室
障 害 福 祉 課 長

令和 5 年度明石市新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等
に対するサービス継続支援事業について (ご案内)

平素は、本市の障害福祉行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う障害福祉サービス等の提供体制に対する影響を最小限に留めるために、障害福祉サービス事業者等に対し、通常の障害福祉サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等に対して支援を実施いたします。

記

1 事業名称

明石市新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業

2 事業内容・助成対象事業所等

(1) 障害福祉サービス事業所等のサービス継続支援事業

新型コロナウイルスの感染症や濃厚接触者等が発生した事業所等において、建物の消毒に要する費用や職員の感染等に伴う人員確保等、サービスの継続に必要な経費を支援する。

対象区分	通所系	短期入所	入所・居住系	訪問系	相談系
① 感染者が発生（職員に濃厚接触者*が発生し職員が不足した場合を含む） ※令和 5 年 5 月 8 日以降は、感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。以下同じ）	●	●	●	●	●
② 濃厚接触者*に対応 ※令和 5 年 5 月 8 日以降は、感染者と接触があった者		●	●	●	
③ 休業要請 ※令和 5 年 5 月 8 日以降は対象外	●	●			
④ 発熱等の症状を呈する利用者※又は職員に対し、自費検査（①②除く） ※令和 5 年 5 月 8 日以降は、感染等の疑いのある利用者			● 障害児入所施設を除く		
⑤ 居宅で生活している利用者に対して、できる限りのサービスを提供（①③除く*） ※令和 5 年 5 月 8 日以降は①除く	●				

(2) 障害福祉サービス事業所等との協力支援事業

感染者が発生した事業所等の利用者に必要なサービスを確保する観点から、当該事業所等からの利用者の受入れや当該事業所等への応援職員の派遣等、協力する事業所等において必要な経費を支援する。

対象区分	通所系	短期入所	入所・居住系	訪問系	相談系
① (1)の①又は③に該当する事業所等*に対し、協力 ※令和5年5月8日以降は(1)の①に該当する事業所等	●	●	●	●	●
② 自主的に休業した事業所等に対し、協力	●	●	●	●	●

(サービス種別)

サービス種別	サービス名
通所系	療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス
短期入所	短期入所
入所・居住系	施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援
相談系	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援

3 助成対象経費

(1) 障害福祉サービス事業所等のサービス継続支援事業

ア 2(1)①、②、③の費用

- ・ 緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費
- ・ 自費検査費用（障害者支援施設又は共同生活援助事業所に限る）
- ・ 消毒・清掃費用
- ・ 感染症廃棄物の処理費用
- ・ 在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用

(以下の費用は、代替サービス提供期間の分に限る)

- ・ 代替サービス提供に伴う緊急費用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費、損害賠償保険の加入費用
- ・ 代替場所の確保費用（使用料）
- ・ 居宅介護事業所の職員による同行指導への謝金
- ・ 代替場所や利用者宅への旅費
- ・ 利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要な車や自転車のリース費用
- ・ 通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用除く）

イ 2(1)④の費用

- ・感染が疑われる理由がある者（※）で、保健所に行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に、障害者支援施設等の判断で実施した自費検査費用

（※）の例 ・濃厚接触者^{※1}と同居する職員

・発熱等の症状を呈するが保健所等により経過観察を指示された職員^{※2}

・面会后、面会者が濃厚接触者^{※1}であることが判明した入所（居）者

※1 令和5年5月8日以降は感染者

※2 令和5年5月8日以降は対象外

ウ 2(1)⑤の費用

（以下の費用は、代替サービス提供期間の分に限る）

- ・代替サービス提供に伴う緊急費用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用
- ・代替場所の確保費用（使用料）
- ・居宅介護事業所の職員による同行指導への謝金
- ・代替場所や利用者宅への旅費
- ・利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要なとなる車や自転車のリース費用
- ・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用除く）

(2) 障害福祉サービス事業所等との協力支援事業

- ・追加で必要な人員確保のための緊急費用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費、宿泊費、損害賠償保険の加入費用

4 助成適用期間

2022年(令和4年)4月1日から2024年(令和6年)3月31日まで

5 助成額

- (1) 事業所等ごとに基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。
- (2) 基準単価は、対象経費の支出年度単位で適用。
- (3) 令和4年度分の取扱いについては、施設・事業所が令和4年3月31日障発0331第9号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱（追加協議分）」に基づく事業を実施し助成を受けている場合は、当該助成額を基準単価から除いた金額まで助成することができる。

6 申請方法

障害福祉課自立支援係まで所定様式の提出をお願いします。申請にあたっては、事前に障害福祉課までご相談ください。

明石市ホームページ URL (令和5年度明石市新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業について)

https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/shougai_fu_ka/hozyokinn/hojokinoshirase.html

7 申請書類

- ・ 助成金交付申請書兼実績報告書 (様式第1号)
- ・ (様式ア) 総括表
- ・ (様式イ) 事業所・施設別申請額一覧
- ・ (様式ウ) 事業所・施設別個票及び (別紙) 積算内訳
- ・ 収支決算書 (様式第2号)
- ・ 支出する経費が分かる書類 (領収書等)

(問い合わせ先)

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号
明石市福祉局生活支援室障害福祉課自立支援係
電話 078-918-1344 FAX 078-918-5244
e-mail shoufuku@city.akashi.lg.jp